

一般細菌・薬剤

項目 コード	検査項目・検査材料		容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	提出条件	備 考
0601	顕微鏡検査 (一般細菌塗抹)	培養・同定に準ずる			1～2	64 ^① 微生物	グラム染色 KOH法(皮膚等)		
0603	口腔、気道又は 呼吸器からの 検体	喀痰 6B010-6001-061-742	40	冷蔵	3～4	170 ^② 微生物			常在菌の薬剤感受性 は実施していません
0604		咽頭 6B010-6001-064-742	30						
0605		口腔 6B010-6001-099-742	30						
0606		鼻汁 6B010-6001-063-742	30						
0611		鼻腔 6B010-6001-099-742	30						
0637		気管支洗浄液 6B010-6001-091-742	2						
0630		気道 6B010-6001-069-742	30						
0607		消化管からの 検体	便 6B010-6002-015-742						
0608	胆汁 6B010-6002-054-742		2						
0609	胃液 6B010-6002-052-742		2						
0610	吐物 6B010-6002-090-742		2						
3543	胃粘膜 6B010-6002-455-742		2						
3544		大腸粘膜 6B010-6002-470-742	2						
0617	血液又は 穿刺液	血液 6B010-6004-019-742	28	室温	7～10	220 ^② 微生物	分離培地・増菌 培地・目的菌に 応じた選択分離 培地及び確認培 地を使用	採取方法につ いてはP18～ 20を参照し てください。	カルチャーボトル又 は目的菌が髄膜炎菌、 淋菌の場合は室温保存
0633		動脈血 6B010-6004-020-742	28						
0618		髄液 6B010-6004-041-742	2	冷蔵					
0619		腹水 6B010-6004-043-742	2						
0620		関節液 6B010-6004-044-742	2						
0621		胸水 6B010-6004-042-742	2						
0632		穿刺液 6B010-6004-040-742	2						
0613	泌尿器又は 生殖器からの 検体	尿 6B010-6003-001-742	2	冷蔵	3～4	180 ^② 微生物			目的菌が、淋菌の場 合は室温保存
0614		陰分泌物 6B010-6003-067-742	30						
0628		頸管分泌物 6B010-6003-058-742	30						
0616		尿道膿 6B010-6003-086-742	2・30						
0631		精液 6B010-6003-060-742	2		4～5				
3545		帯下 6B010-6003-050-742	2						
3546		羊水 6B010-6003-047-742	2						
0625	その他の部位 からの検体	眼脂 6B010-6005-066-742	30	冷蔵	3～5	170 ^② 微生物			
0626		膿 6B010-6005-086-742	2・30						
0615		褥瘡 6B010-6005-099-742	2・30						
0629		菌株 6B010-6005-080-742	30						
0622		耳漏 6B010-6005-065-742	30		7～14				
0623		皮膚 6B010-6005-099-742	2						
0624		爪 6B010-6005-078-742	2						
0602		上記以外の材料 6B010-6005-099-742							
0642	簡易培養 6B010-0000-099-742	培養・同定に準ずる		冷蔵	3～7	60 ^{②③} 微生物		※26	同定培養と合わせて行 った場合は算定不可

一般細菌・薬剤

①②③次ページを参照してください。

2 滅菌スピッツ



10 便検査用



28 カルチャーボトル



30 シードスワブ



40 喀痰容器



一般細菌・薬剤

項目コード	検査項目	検査材料	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	提出条件	備考
一般細菌・薬剤	0646 細菌定量 6B205-0000-099-742	培養・同定に準ずる		冷蔵	3~10				
	0643 嫌気性培養 6B010-0000-099-743	培養・同定に準ずる	29	冷蔵	7~14	122 ^④ (加算) 微生物		採取方法についてはP18~20を参照してください。	同定培養と合わせて行った場合122点加算
	0647 保菌培養(便培養) 6B010-6002-015-742	便	10	冷蔵	3~4	190 ^② 微生物		*26	
	0644 薬剤感受性 1菌種 0645 2菌種 0648 3菌種 6C010-0000-099-762	培養・同定に準ずる			3~5	180 230 ^⑤ 290 微生物	平板ディスク 1濃度法 Kirby-Bauer法 微量液体希釈法	*26	薬剤名はP15~16参照

①排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣(鏡検法)又は区分番号D002-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

- (1)排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
- (2)染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- (3)当該検査と区分番号「D002」の尿沈渣(鏡検法)又は区分番号「D002-2」の尿沈渣(フローサイトメトリー法)を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (4)症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なる複数の部位又は同一部位の複数の箇所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1箇所のみの所定点数を算定する。

②細菌培養同定検査

- ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
 - イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検査1~5までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、簡易培養により算定する。
 - ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに細菌培養同定検査1~5までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養を併せて行った場合は、簡易培養は算定できない。
 - エ 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1か所のみの所定点数を算定する。ただし、血液を2か所以上から採取した場合に限り、血液又は穿刺液を2回算定できる。この場合、「注1」及び「注2」の加算は2回算定できる。
 - オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
- ③簡易培養は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区別番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
- ④「D018」細菌培養同定検査-1~6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、122点を所定点数に加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、「D018」細菌培養同定検査-1~6までの所定点数のみ算定し、上記の加算は算定できない。
- ⑤細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。

2 滅菌スピッツ



10 便検査用



28 カルチャーボトル



29 嫌気ポーター



30 シードスワブ



40 喀痰容器

